

葉山町社会福祉協議会介護サービスセンター

(訪問型サービス事業所) 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人葉山町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が開設する、葉山町社会福祉協議会介護サービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の運営に当たっては、町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 葉山町社会福祉協議会介護サービスセンター
- (2) 所在地 三浦郡葉山町一色2512-14 須永マンション2階

(職員の職種、職務内容、及び員数)

第4条 事業所に勤務する職種、職務内容、及び員数は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) サービス提供責任者 2名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込に係る調査、訪問介護員に対する連絡調整、訪問介護計画の作成等を行う。

- (3) 訪問介護員 10名以上

訪問介護員は、指定訪問介護の提供に当たる。

2 職員の員数は別に定める。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 8時30分から17時までとする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 訪問型サービスの内容及び訪問型サービスを提供した場合の基本となる利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問型サービスが法定代理受領サービスであるときは、その負担割合の額とする。

(1) 訪問型サービス費Ⅰ

(2) 訪問型サービス費Ⅱ

(3) 訪問型サービス費Ⅲ

2 訪問型サービスに要した交通費は、その実費を徴収する。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員は、訪問型サービスを実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、葉山町内全域とする。

(従事者研修)

第9条 事業所は、訪問介護員の質的向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回以上

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(秘密保持)

第11条 事業所は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者

でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(委 任)

第12条 この規程に定める事項のほか、事業所の運営について必要な事項は、本会会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年7月14日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月11日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行し、令和3年4月10日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年6月2日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から適用する。